

大 場 町 一 心 会 規 約

(名 称 及 び 事 務 所)

第 1 条 本会は大場町一心会(以下「会」という)と称し、事務所を会長宅に置く。

(区 域)

第 2 条 会の区域は横浜市青葉区大場町の区域とする。ただし他町の区域も希望により入会を妨げない。

(会 及 び 組 織)

第 3 条 会の区域内に居住する世帯主、またはこれに準ずる者を会員とする。ただし、やむをえない理由のある者の入会、脱会は妨げない。

(目 的)

第 4 条 会は民主主義の精神に基づき、会員相互の親睦と福祉を増進し住みよい地域を形成することを目的とする。

(事 業)

第 5 条 会は前条の目的を達成するため、次の事業を行う。

- (1) 環境、衛生、防災・防犯など安全に関すること
- (2) 街灯、会館などの維持、管理に関すること
- (3) 老人会、子供会などの各種団体の助成に関すること
- (4) 社会貢献に必要と思われる募金等の活動に関すること
- (5) その他、この目的にあった事業に関すること

(役 員)

第 6 条 会は次の役員を置く。

1. (1)会 長 1名 (2)副 会 長 3名 (3)会 計 2名
(4)事 務 局 5名 (5)監 事 2名 (6)班 長 各班 1 名
2. 役員の選任は前項(1)～(5)までは指名委員会で選出し総会の承認をうける。
尚、会長は原則として副会長経験者より選出する。
3. (6)については班で選出する。
4. 会のスムーズな運営を図る目的で諮問機関として会長指名により顧問、相談役若干名を置くことができる。

(役 員 の 職 務)

第 7 条 役員の職務を次の通り定める。

1. 会長は会の職務を総括し、会を代表する。
2. 副会長は会長を補佐し、会長に事故があるときはその職務を代理する。
3. 会計は会計事務を担当する。
4. 事務局は会の事務を担当する。
5. 監事は正確な収支および業務全般を監査する。
6. 班長は会の運営上重要な事項の審査決定をするほか、総会に付議すべき事項を事前に審議する。また予算の更正についての議決権を有する。

7. 班長は班内の会員の連絡、広報紙の配布、会費の徴収などにあたる。

(役員任期)

第 8 条 役員任期を次の通り定める。

1. 役員任期は第6条1項(1)～(5)までは2年とする。尚、役員に欠員が生じた場合、後任者は前任者の任期残存期間とする。第6条1項(6)は各班で定める。
2. 第6条1項(1)～(5)までの役員任期満了に伴う改選方法は細則で定める。
3. 後任の役員が決まらない等、やむをえない場合に限り役員留任ができるものとする。
4. 第6条1項(1)～(5)の役員退任については記念品を贈り、労をねぎらう。ただし2年以上の在任者とする。

(役員解任)

第 9 条 役員で規約に違反し、或は会や役員の対面を汚す行為のあったときは総会の決議により解任することができる。

(組 及 び 班)

第 10 条 会の区域を一定の地域に定め、組を編成し、その下に班を置く。

(会員の権利・義務)

第 11 条 会員の権利・義務を次の通り定める。

1. 会員はいつでも役員会に出席して会の運営について意見を述べる事ができる。また会計簿の閲覧を申し出ることができる。
2. 会員は会費を納め、事業に参加し心を合わせ目的達成に協力することに務める。

(会員の慶弔)

第 12 条 会員または同居の親族の死亡、火災、その他、災害を受けその旨の連絡を受理したとき、原則として会長または副会長は速やかに弔慰金、または見舞金を当該会員へ直接受け渡す。また社会のため大きな功績が認められたときは役員会で協議し報奨金を贈呈する。尚、弔慰金は一律とし、見舞金はその都度役員会で協議し決定する。

(総 会)

第 13 条 総会の運営を次の通り定める。

1. 総会は年1回、会長が招集する。ただし必要があるときは臨時に開催することができる。総会は代議員制とする。代議員の選出は細則で定める。
2. 総会は次の事項を審議決定する。
 - (1) 予算、決算に関する事。
 - (2) 規約に関する事。
 - (3) その他、重要事項。
3. 総会は代議員の半数以上の出席を要する。議決は出席者の過半数で決める。可否同数のときは、議長が決定する。

(役員会)

第 14 条 役員会の運営は次の通りとする。

1. 役員会は第6条1項(6)班長を除く役員をもって組織し、会長が招集する。また各種団体役員、各種委員を招集できる。

2. 会議は半数以上の出席を要し、議事は出席者の過半数により決定する。

(経 費)

第 15 条 経費の扱いを次の通り定める。

1. 会の経費は会費、寄付金、及びその他の収入をもってあてる。
2. 会に特別会計を設けることができる。

(会 費)

第 16 条 会費は一世帯月額200円とする。

(会計年度)

第 17 条 会の会計年度は毎年4月1日から翌年3月31日までとする。

(細則の制定)

第 18 条 本規約施行のため、必要な細則は役員会の議決を経て会長が定める。

(規約の改廃)

第 19 条 この規約の改廃は、総会において、出席者の3分の2以上の同意を必要とする。

(規約の施行)

第 20 条 この規約は令和7年4月から施行する。

附 則

設定なし

規約制定 昭和 47 年 4 月

規約改定 昭和 50 年 4 月 運営委員廃止

昭和 51 年 4 月 組・班の編成

昭和 57 年 4 月 道路部長廃し、環境衛生部長に

平成 5 年 4 月 総会の代議員制

平成 6 年 4 月 附則(役員の任期の特例)

平成 10 年 4 月 附則(役員の任期の特例)

平成 16 年 4 月 簡易保険の保険料団体払込制度による保険料払込団体の運営に関する
事項を追加

平成 24 年 4 月 第6条1項(2)副会長を3名にする件及び顧問、相談役の選任の事項を追
加

平成 27 年 4 月 環境衛生部長を役員より除く

事業に、安全、募金等の社会貢献に関する事を追加

組長の廃止

役員会より班長を除く

簡易保険の保険料団体払込制度による保険料払込団体の運営に関する

事項の廃止

平成 28 年 4 月 第 6 条 1 項事務局 2 名追加し会計監査 1 名を監事 2 名に変更

平成 31 年 4 月 第 6 条 1 項会計 1 名、事務局 2 名を追加

第 6 条 2 項会長は原則として副会長経験者より選出する を追加

令和 5 年 1 月 第 6 条 1 項事務局 1 名を追加し事務局 5 名に変更

令和 7 年 4 月 副会長・監事の改選を半数改定とし、その方法を細則に定める

細 則

(指名委員会)

第 1 条 指名委員会を次の通り運用する。

1. 規約第 6 条 2 項の指名委員会は、規約第 14 条 1 項の構成員をもって組織する。
2. 委員会は委員長、副委員長を推薦により選出する。
3. 委員会は 2 月末日までに規約第 6 条 1 項(1)～(5)までの内、任期満了になる役員および欠員の補充を決定する。
4. 委員会はこの決定を総会にかけて承認をうける。

(役員の任期満了に伴う改選方法)

第 2 条 第 6 条 1 項(1)～(5)までの役員の任期満了に伴う改選方法については、会運営の持続性を維持するため以下の通りとする。

なお、運用への移行に際し、第 8 条の規定を相反する事項については、指名委員会の発議に従い、役員会の決議に従うものとする。

1. 会長・副会長 1 名、会計 1 名、事務局 2 名、監事 1 名を改選する。
2. 1 項の翌年、副会長 2 名、会計 1 名、事務局 3 名、監事 1 名を改選する。

(代議員の選出)

第 3 条 代議員は規約第 6 条 1 項の役員(1)～(5)までの 13 名と各班班長 1 名とする。

(輪番制)

第 4 条 役員候補選出に関する特例

1. 役員の任期満了及び欠員の補充に関して、公募による自薦・他薦或いは役員による推薦によっても役員候補者の一部または全部に候補者が選出されない場合に限り、指名委員会の権限によりあらかじめ設定されたグループに対して輪番制で役員候補の選出を要請することが出来る。
2. 輪番制による役員候補選出の手続きについては役員会にてこれを定める。

細則改正 平成 9 年 2 月 第 2 条(代議員の選出)

平成 27 年 4 月 指名委員会より組代表者を除く

代議員の班代表者は班長とする

平成 28 年 4 月 役員を 9 名とする。

平成 31 年 4 月 第 6 条 1 項(3)会計1名、(4)事務局2名を代議員として追加する。
令和 5 年 1 月 (代議員の選出)の役員 12 名を 13 名に変更
令和 5 年 4 月 第 2 条(代議員の選出)を第 3 条に変更
第 2 条(役員候補選出に関する特例)を追加
令和 7 年 4 月 第 2 条(役員の任期満了に伴う改選方法)を追加